

第125回丹波篠山市議会11月28日会議

議会提出議案



令和6年11月28日

丹波篠山市

議案第 68 号

丹波篠山市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

丹波篠山市自家用有償旅客運送条例（平成 30 年篠山市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 村雲線の項を削る。

別表第 2 中「、村雲地区については大芋地区を」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第69号

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

丹波篠山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年篠山市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項第2号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の2 市長の項の次に次のように加える。

| | |
|------|---|
| 3 市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
|------|---|

別表第1の3 教育委員会の項中「3 教育委員会」を「4 教育委員会」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---------|---|
| 5 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの |
|---------|---|

別表第2中

「
 (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は同法第7条第1項に規定する医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報
」

を
「

| |
|---|
| (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は同法第7条第1項に規定する医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報 |
| (7) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。） |

」

に改め、同表2 市長の項中「住民票関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

| | | |
|------|---|------------------------------|
| 3 市長 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
|------|---|------------------------------|

別表第3中「教育委員会」を「1 教育委員会」に改め、同表に次のように加える。

| | | | |
|---------|---|----|----------------------|
| 2 教育委員会 | 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの | 市長 | 住登外者関係情報であって規則で定めるもの |
|---------|---|----|----------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第 70 号

丹波篠山市附属機関設置条例の一部を改正する条例

丹波篠山市附属機関設置条例（平成 27 年篠山市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部丹波篠山市女性委員会の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。
別表女性委員会の項を削る。

令和 6 年 11 月 28 日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第71号

丹波篠山市まちづくり条例の一部を改正する条例

丹波篠山市まちづくり条例（平成22年篠山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「まちづくりに支障があると認めるときは、国等に対し、必要な協議をする」を「まちづくりを推進するため必要があると認めるときは、当該国等に対し、第4条第3項各号に掲げる計画と整合を図るよう協議を求める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第72号

丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部を改正する条例

丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例（平成13年篠山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「600円」を「900円」に、「300円」を「500円」に、「150円」を「300円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第73号

丹波篠山市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

丹波篠山市児童発達支援センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者 丹波篠山市沢田120番地3
社会福祉法人わかたけ福祉会
理事長 明山 重則
- 2 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月28日提出

丹波篠山市長 酒 井 隆 明

議案第74号

令和5年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度丹波篠山市水道事業会計未処分利益剰余金640,964,162円のうち273,000,000円を減債積立金に、12,000,000円を建設改良積立金に積み立て、355,940,000円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和6年11月28日提出

丹波篠山市長 酒井隆明

議案第75号

令和5年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度丹波篠山市下水道事業会計未処分利益剰余金404,529,133円のうち273,000,000円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和6年11月28日提出

丹波篠山市長 酒井隆明